税

「大阪府域地方税徴収機構」への事案引継ぎ（市税徴収の促進）

府税及び市町村税の積極的な滞納整理を行うため、大阪府と府内市町村で設置した「大阪府域地方税徴収機構」に次の事案の引継ぎを行い、滞納額の縮減を図っています。

対象者には、4月上旬に「引継予告書」を郵送します。

主な事案

・高額の税を滞納している
・納税資力を有すると見込まれるにも関わらず、滞納市税の早期完納が見込めない　など

問合先　税務課納税担当（2階㉑番窓口）　☎939・1066

土地・家屋の価格を記載した縦覧帳簿

期間　4月1日（水）～6月1日（月）

対象　市内に土地・家屋を所有する納税者

本人確認書類が必要です

・**1枚で確認できるもの**
写真が添付された官公署の発行する証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
・**異なる書類2枚以上で確認できるもの**　キャッシュカード、納税通知書など

※納税者以外が縦覧する場合は、納税者からの委任状が必要です。法人名義の物件を縦覧する場合も同様です。

縦覧場所・問合先　税務課資産税担当（2階㉑番窓口）　☎939・1062

国民年金保険料の学生納付特例制度

申請により保険料の納付が猶予されます。

対象　本人の所得が一定以下の学生

申請可能時期　20歳の誕生日の前日から

注意　毎年の申請が必要です。申請時点から2年1か月前まで遡って申請ができますので、過去2年間に未納期間がある方はご相談ください。

申請に必要なもの

・年金手帳、基礎年金番号通知書又はマイナンバーが分かる書類のいずれか1点
・学生証（両面の写しも可）又は在学証明書
・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

※令和7年度分の申請をし、令和8年2月初旬までに承認された方で、令和8年度以降も引き続き在学の予定が把握できている方には、日本年金機構から、はがき形式の申請書が送付されます。届かない場合は、天王寺年金事務所（☎06・6772・7531）にお問い合わせください。

申請・問合先　保険年金課国民年金担当（1階②番窓口）
☎ 939・1181

子ども子育て支援納付金制度

令和8年度より、従来の国民健康保険料や後期高齢者医療保険料に子ども子育て支援金分が追加で賦課されます。支援金は児童手当や妊婦支援給付金などの子ども子育て支援の費用に充てられます。

申請・問合先

・保険年金課国民健康保険担当（1階②番窓口）　☎ 939・1177
・保険年金課福祉医療担当
（1 階②番窓口）☎ 939・1186

国民年金保険料の納付

令和8年4月分から令和9年3月分までの国民年金保険料は、昨年から改定され、月額 1万7,920円です。

4月30日（木）までに納付書で前納（前払い）すると、割引された金額で納付できます。

【1年前納の場合の保険料額】
21万1,220円（毎月納める場合より3,820円の割引）

【2年前納の場合の保険料額】
41万8,510円（毎月納める場合より1万6,010円の割引）

※納付書で2年前納する場合は年金事務所への申し込みが必要です。

問合先

・保険年金課国民年金担当
（1階②番窓口）　☎939・1181
・天王寺年金事務所
☎06・6772・7531

広告あり

国民健康保険の届出をお忘れなく

次のような場合は、世帯主は異動日から14日以内に必ず届出をしてください。届出には、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）・世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの（通知カードなど）と併せて、次の書類などをお持ちください。

【届出が必要な場合／必要書類など】

職場の健康保険をやめた	健康保険等資格喪失証明書
子どもが産まれた	（※）
生活保護を受けなくなった	生活保護廃止日が記載された生活保護受給証明書
藤井寺市に転入してきた	―
職場の健康保険に加入した	職場の保険資格取得日がわかるもの・（※）・マイナポータル内の健康保険の資格記載の画面提示
死亡した	（※）
生活保護を受けた	（※）・生活保護受給証明書
藤井寺市から転出する	（※）
市内で転居した	
世帯主や家族の氏名が変わった	
世帯を分離や合併した	
修学のため、別に住所を定める	（※）・在学証明書・転出先の住民票
保険証をなくした	―

（※）有効期限内の資格確認書または資格情報のお知らせ

※代理の方が届出に来るときは、世帯主からの委任状・代理の方の本人確認ができるものも併せてお持ちください。
※各種医療証（子ども医療証や重度障害者医療証など）をお持ちの方は、併せてお持ちください。

問合先　保険年金課国民健康保険担当（1階②番窓口）　☎939・1177

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

■健康診査・歯科健診　【年度中に1回、無料で受診可】

4月下旬から5月上旬に（4月以降に75歳となる方には誕生月の翌月）、健康診査の受診券と、「歯科健康診査のお知らせ」を個別に郵送します。5月1日（金）からは、市が実施する「住民健康診査（無料）」を同時に受診することができます。

申請に必要なもの　被保険者資格を確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書のいずれか）と受診券（健康診査のみ）　※事前に医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせが必要です

【次の方は対象外です】

・病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方
・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所（入居）している方

■人間ドック

年度中の受診に対し、2万6,000円を限度に1回のみ、費用の一部を助成します。

申請に必要なもの　領収書（原本）、検査結果通知書一式（コピーも可）、口座情報の分かるもの、被保険者資格を確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書のいずれか）、本人確認書類

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者がご自身で記入されない場合、申請者の印かんが必要です。

申込・問合先
■大阪府後期高齢者医療広域連合
☎06・4790・2031
■保険年金課福祉医療担当（1階②番窓口）
☎939・1186

保険・年金

令和7年中の所得の申告はお済みですか

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、医療費の自己負担限度額などは前年中の所得をもとに算定されます。収入のない方、遺族年金や障害年金のみを受給している方も市・府民税の申告を行ってください。申告がない場合は、保険料の軽減が受けられません。また、医療費の自己負担限度額の判定ができないため、所得が多い方と同じ判定になる場合があります。

令和8年度国民健康保険料納付通知書は、6月中旬に世帯主宛てに送付します。

問合先

・国民健康保険の加入者
保険年金課国民健康保険担当（1階②番窓口）　☎939・1177
・後期高齢者医療制度の加入者
保険年金課福祉医療担当（1階②番窓口）　☎939・1186

「災害時協力井戸」にご協力を

「災害時協力井戸」とは、大規模な災害が発生し、水道が断水した場合に、近隣の被災者へ井戸水を無償で提供する井戸として登録されたものです。

市内で井戸をお持ちの方は、登録のご協力をお願いします。

問合先 危機管理室災害対策担当(4階㊽番窓口) ☎939・1190

5月から気象警報などが変わります

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、5月下旬から新たな防災気象情報の運用を開始します。変更の詳細は、気象庁ホームページの案内をご確認ください。

主な変更点

・警報・注意報の情報名に「警戒レベル」を付記
・河川氾濫の危険度の伝え方の変更(特別警報の新設など)
・「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表

問合先 危機管理室企画担当(4階㊽番窓口) ☎939・1190

感震ブレーカーの普及推進

大規模地震時は、避難による初期消火の遅れや、消防力が不足することで、消火活動が困難な状況となるおそれがあります。

地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及推進を追加しました。詳しくはホームページをご確認ください。

問合先 大阪南消防組合予防課 ☎958・9928

環境・安全

ごみの持ち去り防止にご協力を

ごみとして出された空カン・空ビンなどの資源物を、市の委託業者が収集する前に第三者が無断で持ち去る事例が発生しています。

持ち去り行為を抑止するために、ご協力をお願します。

【持ち去り行為防止策】

・できるだけ収集日当日の朝8時直前にごみを出す。
・排出するごみに持ち去り禁止の貼紙を貼り、意思表示する。

※貼紙は市ホームページからダウンロードできます。

問合先 環境衛生課清掃庶務担当(6階⑰番窓口) ☎939・1077

貯水槽水道の管理

10㎥を超える貯水槽は、水道法に定める清掃や点検を行い、検査機関による定期検査を毎年1回以上受けなければなりません。

・年1回以上定期的に清掃しましょう
・亀裂や蓋の破損などがないか日常的に点検しましょう
・蛇口からの水の色、濁り、におい、味などに異常がないか1週間に1回以上点検しましょう
・異常があったときは、給水を停止し、必要な検査を行いましょう

問合先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑰番窓口) ☎939・1074

高齢介護

介護保険料仮算定通知書を送付

65歳以上の方へ介護保険料の仮算定通知書を４月初旬に送付します。

令和5年度より特別徴収(年金天引き)の方については、4・6月の保険料額は原則2月と同額になるため、仮算定通知書は送付していません。

本算定通知書(令和8年度の年間保険料額)は7月初旬に送付予定です。

問合先 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口) ☎939・1164

福祉

タクシー基本料金助成事業の申請受付開始

4月1日から、申請によりタクシーの初乗運賃分のタクシー券を月1枚給付します(４月に申請すると12枚)。

対象 次のいずれかに該当する方(在宅で生活している方に限る)

・身体障害者手帳1・2級で下肢体幹・視覚・内部障害のある方
・療育手帳A判定の方
・精神障害者保健福祉手帳1級の方
・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

申請に必要なもの

①来庁者の本人確認書類
②対象者の各種障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証
③代理の方が申請する場合は委任状

問合先 福祉総務課障害者福祉担当(1階⑥番窓口) ☎939・1106

マイナンバーカード交付及び電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 4月25日(土) 9時～12時
※上記の手続きのみを行います。
場所 市役所1階マイナンバー総合窓口
【カード交付に必要なもの】
・通知(ハガキ)・本人確認書類
(下記2点はお持ちの方のみ)
・通知カード
・マイナンバーカード
※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。
◇予約いただくとスムーズです。
【電子証明書の更新手続き】
・マイナンバーカード
・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」
◇予約はできません。
問合先 市民課マイナンバー担当(1階①番窓口)
☎939・1357(3月31日まで)

4月1日(水)から藤井寺市マイナンバーカードコールセンターを開設します。
☎03・6634・9464
詳しくはこちら▶

戸籍のフリガナの変更は5月25日(月)までに届出を

「戸籍に記載される振り仮名の通知書」のフリガナが違っている場合には、次の方法で届出をしてください。
①マイナーポータルを利用する
②住民登録地または本籍地がある市区町村の戸籍窓口や郵送で
※手続きに時間を要するため、早めの届出をお願いします。

▲市ホームページ
▲法務省ホームページ

問合先 市民課窓口戸籍担当(1階①番窓口) ☎939・1049

経済センサス -活動調査

全国すべての事業所及び企業を対象に経済センサス - 活動調査が実施されます。調査期日は6月1日で、4月中旬から調査票の配布が開始されます。詳細はホームページをご確認ください。

問合先 経済センサスコンタクトセンター ☎0120・138・102(調査全般) ☎0120・319・502(インターネット回答) 9時～18時
※10月30日(金)まで(土日祝除く)

国民生活基礎調査

調査対象世帯には、4月より大阪府知事から任命された調査員が『調査員証』を携帯して訪問しますので、調査へのご理解・ご協力をお願いします。詳しくはホームページをご確認ください。

問合先 大阪府藤井寺保健所企画調整課 ☎072・955・4181

藤井寺青少年育成しゅら基金

文化・スポーツ・芸術などの分野における社会教育活動を行う市内の青少年の団体及びその指導者に対し助成を行うことにより、社会教育活動の振興を図ります。営利を目的とする活動は対象外です。

受付期間 4月13日(月)～5月18日(月) ※当日消印有効
申請方法 所定の申請書に必要事項を記入し、申請団体の概要がわかる資料を同封のうえ郵送で。
申請書配布場所
・市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」、市ホームページ
選考結果 7月下旬に通知
申請書提出・問合先 〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部公益信託チーム藤井寺青少年育成しゅら基金申請口 ☎03・5232・8910(月～金曜日の9時～17時)

各種情報

父母の離婚後の子の養育に関する民法等の改正

4月より、父母の離婚後のこどもの養育についての法律が見直され、親の責務や親権、養育費、親子交流などの様々なルールが新しくなりました。改正法の詳細は、こども家庭庁ポータルサイトをご確認ください。また、離婚後の養育費や親子交流について、市ホームページでも案内しています。

問合先 こども育成課育成担当(2階㉓番窓口) ☎939・1161

▲こども家庭庁ポータルサイト
▲市ホームページ

「スマイラル」事業による寄附がこども食堂へ

(一社)One Smile Foundation(ワンスマイルファンデーション)が「デラハロ」「市民まつり」「二十歳の集い」において実施した、デジタルサイネージを活用した笑顔計測活動(「スマイラル」事業)に基づき、25,577円の寄附が行われました。

寄附金は藤井寺市社会福祉協議会を通じて、市内のこども食堂に対して、お菓子として配布されます。お菓子は、(株)大阪前田製菓に特別価格にてご提供いただきました。

問合先 戦略調整課総合調整・事業管理担当(5階㊿番窓口) ☎939・1171

生後91日以上の犬を飼っている場合は 毎年の狂犬病予防注射が必要です

狂犬病予防集合注射日程のご案内

時間　いずれも 14時～15時

実施日	場所	住所
4/13(月)	市役所前ふれあい広場	岡1-1-1
4/14(火)		
4/17(金)		

※今年度の実施場所は市役所前のみ

持ち物　狂犬病予防集合注射実施案内
※既に飼犬登録している方に郵送します。

費用　3,500円(予防注射料金2,950円、注射済票交付手数料550円)　※現金のみ

注意事項

- 飼い犬が食欲不振･体調不良の場合は、集合注射の会場で獣医師に申し出てください。
- 犬を正しく制御できる方が集合注射の会場に連れてきてください。
- 車は市役所内の駐車場に駐車してください。路上駐車は厳禁です。
- 小雨決行。大雨や獣医師の都合(急患など)により、中止する場合があります。中止の場合、延期はありません。

【以下の場合は、動物病院で予防注射を受けてください】

- 集合注射実施期間中に予防注射を受けられない
- この期間以降に犬を飼いはじめた

※市外の動物病院で予防注射を受けた場合は、環境衛生課で注射済票の交付手続きが必要になります。注射済票の交付は環境衛生課で随時受け付けています。

ペットは正しく飼いましょう

犬のふん尿は、飼主が責任をもって処理しましょう。
犬の登録や狂犬病の予防注射は法律で義務付けられています。

猫は室内で飼いましょう。
不妊手術をしましょう。

ペットの正しい飼育について▶

問合先　環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当
(6階⑰番窓口)　☎939・1074